

## 県教委が勤務時間調査実施 北播地区では「三木」「北はりま特」の二校!

県教委は「教職員の勤務時間の適正化を検討するための「教職員勤務実態調査(書類調査)」について」という文書を発出、小学校70校・中学校35校・高校20校・特別支援学校8校を抽出し、当該校長に対して教職員の勤務実態調査を依頼しました。調査対象校は、北播地区では二校(三木高校・北はりま特別支援学校)です。

そもそも勤務時間問題は賃金と並んで最も重要な勤務条件で、労使の交渉事項です。労使交渉で解消策を確認していくものであり、県教委が一方向的に決定できるものではありません。一方的な検討委員会の発足と調査の開始に対する兵高教組の追求の中、県教委は以下の回答をしています。

1. 検討委員会に提出する資料は、高教組に提出する
2. 検討委員会について構成や協議内容を明らかにすること
3. 今後も高教組とは、超過勤務縮減の課題について協議をすすめる

問題はこれからこの調査結果をどう施策に反映させるのが課題となります。県教委が調査にのりだしたことは評価できますが、調査結果をどう生かすかが今後の課題です。

「期末審査中で本当に実態調査か?」「調査の結果は知られるの?」とかいう声があがっています。調査の実施時期も校長が決めるのではなく、一言組合に相談するべきことではないでしょうか? 私たちは、調査結果をコピーして必要に応じて活用できるようにしておくことを呼びかけます。三木高校と北はりま特別支援学校の職員の皆さん、よろしくお願いします。

## 「超過勤務をなくすための8項目 高教組と県教委の合意の新たな到達点」より

### 1. 時間外勤務の原則禁止

時間外勤務を命じる限定4項目とは

- 生徒の実習に関する業務 学校行事に関する業務
- 教職員会議に関する業務 非常災害等やむを得ない場合に必要業務

### 2. 校長の勤務時間管理責任

校長は所属教職員の出退勤時間の確認を十分に行い、勤務時間を把握する

### 3. 勤務時間の明示

### 4. 週休日の振替業務

週休日等の振替業務は限定的なもので、対象業務については振替休日を措置する

### 5. 部活動について

部活動の終了時刻は下校時刻までとするのが適当である

やむを得ず土日の部活動については翌週の平日に部活動を行わない日を設定するなど、生徒教職員のゆとりが確保できるようにする

日常の部活動に於いて残留する生徒の安全確保や生徒管理等に携わる場合は、勤務の割振変更で対処する

### 6. 泊を伴う学校行事における超過勤務は割り振り変更で解消する

### 7. やむを得ない勤務時間外の勤務については割り振り変更を適切に行う

超過勤務の縮減のために、勤務時間の割振変更制度を有効に活用する  
割り振り変更の対象業務

- ・修学旅行その他の学校行事 ・職員会議
  - ・非常災害および児童生徒の指導に緊急の措置を必要とする場合
  - ・学年等会議、各種委員会の会合
  - ・校内研修、研究会 ・家庭訪問 ・登下校指導、校外補導
  - ・地域行事 ・部活動指導(対外試合などの引率業務に限る)
- 授業に支障がなければ勤務を要しない時間とすることができる

校長は、割振変更簿を作成する

超過勤務の「申告簿」等を活用する

### 8. 超過勤務縮減は具体策策定は、職場の安全衛生委員会の重要審議事項

安全衛生委員会は、毎月1回以上開催する

## 県教委27日 来年度入試の変更点発表!

淡路一宮・州実東浦両分校募集停止!  
北条定時制募集停止!  
北条高校 家政科募集停止!  
西脇北高校 多部制の単位制へ  
三木北の自然科学コース募集停止!

県教育委員会の会議では出せずに、6月27日にいきなり記者発表するという暴挙にでました。「高校教育改革第二次実施計画」にもとづくと県教委はしていますが、どうでしょうか? 地域で存続運動が盛り上がっている淡路地区の住民の意見はどうなるのでしょうか? そんなに簡単に学校を統廃合したり、募集停止にしたりしていいのか? 淡路地区だけではなく、北播地区の学校名もあがっていましたので、お知らせしておきます。県教委は本当に地域や学校の声を聞いたのでしょうか? 来年度以降の高校入試が、さらに高校教育改革の行く末が見えてきません! 「改革」とか「特色化」ということばにだまされているような気がします。

県教委に抗議文を送るために、本部へFAXを集中させて下さい。

支部がやっています複数志願制のアンケートにご協力をお願いします。1学期中ですので... 保護者の意見が聞きたいのですが、協力できる方は、支部まで連絡下さい。